

4/14 学術会議総会 圧倒的な声明支持！ 声明を真摯に受け取め、応募させない取り組みを

朝の要請行動に40名が参加

学術会議総会の参加者に新声明支持を訴える要請行動を行った。軍学共同反対連絡会、全大教、私大教連、Peace Night9の学生、「戦争と医の倫理」の検証を進める会、科学者会議、武器輸出反対ネットワーク NAJAT の皆さんによるリレートークを行い学術会議会員の方々に呼びかけた。

声明のポイント

この日の午後の総会ではまず杉田委員長から声明のポイントが示された。

- 1 学術会議は、戦争に動員されたこと＝政府から独立できなかったことを反省して創設された。
- 2 大学等を主な対象としたのは大学が教育の場でもあるという特殊性があるから。
- 3 学問の自由は基本的に政治権力からの自由。
- 4 防衛装備庁の制度は介入の度合いが大きい。
- 5 軍事的安全保障に入るかは見てすぐわからない
- 6 基礎研究も目的に軍事があれば軍事研究。
- 7 従来日本は民生でやってきた。
- 8 公開性は重要だがアメリカでも困難な問題。
- 9 海外の研究者との関連もある。
- 10 科学者コミュニティにとって、学問の自由のための大学の自治が基礎として重要。
- 11 委託研究は自由な研究とはことなる。この国の研究政策が問題。軍事に傾斜すると経済合理性としてもおかしい。拡大すると他の学術研究へ悪影響をあたえる。民生的研究の充実が必要。
- 12 自衛のための研究は許されるという少数意見は議論の中で削除となった。学術会議はこの視点はとっていない。自衛とは何かの解釈が難しい。集団的自衛権など国論を2分する議論を整理できるか。学問的にどうか、憲法学や国際法学の立場で合意は得られない。また1928年の不戦条約以降、戦争はすべて自衛権の行使とされており、自

衛目的であればいいというなら全ての行為が許される。またある技術が自衛だけに使えるかどうか。結論として、防衛省の安全保障技術研究推進制度をうけいれよと言えるものではない。この声明は各大学とともに考え続けていく原点・出発点。今後が重要。各大学がこれを踏まえ、建学の理念も踏まえて、どう状況を把握し、どう約束を果たすか。今後、学術会議に常設委員会を作ること一案。

自由討議の発言より

冒頭に小松委員/幹事が発言。「声明は歴史の検証に耐えられるか。今日本は厳しい情勢にある。自衛のための研究について委員会の中で議論しなかった。声明はいびつである。大学への丸投げになっている。民間研究者が対象外というのも解せない。防衛装備庁ファンドでも学術だけ逃れていいか。国の安全を考えなくていいのか。平和にコミットすべきだ。大学だけが身綺麗でいるというのは解せない。そうしないと国が破れ、シリア、南スーダンのようになるかもしれない。今回の声明は分断化である。無責任な学術会議として、政府は学術会議を無視するだろう。平和の維持には統合化の視点が必要だ。政府を敵視するのではなく問題あれば提言する。社会とともに真摯な議論が必要というが、ほとんど社会との議論がなかった。」

これまでも小松委員はこういう発言を繰り返し、そのつど他の委員から批判されてきた。そして委員会で、幹事会で、小松氏も含む全員一致でこの声明を採択したのである。自らが賛成した声明をいびつというのであれば、それに賛成した責任をとってか言うべきであろう。

その後は声明支持の発言が相次いだ。「この議論で学んだことは 学術は何のためかという根本のことである。政府のためではなく、国民・世界の人々の為というのが原点だ。」

【P12へ続く】

● 特集 各大学の応募をめぐる状況

大学での創意的な軍学共同反対の取り組み

中央大学における軍学共同反対の動き

中央大学 北 彰

【中大における仕組み】

研究戦略会議という会議体で、防衛施設庁の安全保障研究推進制度に応募するかどうかを決定することになっています。その会議体にいきなり防衛研究ガイドラインなるものが提案されました。

【学内でのパブコメ】

2016年6月開催の研究戦略会議で、1ヶ月ほどかけて、この案件に対して専任教員から広く意見を募ることが決まりました。私を含めた一般教員はこのパブコメで初めて中大で防衛研究について議論されていることを知ったのです。

驚いた私は、パブコメで応募反対の意見を伝えるように、広く呼びかけました。その結果、総計25件のうち、16件ほどの応募反対の意見を寄せることができました。そのパブコメ結果を受け、7月25日の研究戦略会議では、応募承認を求める少数の強い意見がありましたが、学長から「日本学術会議の結論を待ち中大としての態度決定をする」提案がなされ、了承されました。

【学術会議の検討結果を待ちながら学内に「考える会」を作る】

学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会」を傍聴し、学内への報告に努めると同時に、学内に「軍学共同について考える会」を作りました。学内に軍学共同に反対する人々がいることを可視化し、また研究戦略会議に防衛施設庁の研究資金に応募しないよう会として要請する為です。

【「考える会」の活動】

2017年3月17日には、武器輸出反対ネットワーク代表の杉原浩司さんをお招きし、「戦争を欲する国」でいいのか～日本版「軍産学複合体」を作らせないために、と題してお話しいただきました。当日の参加者は10名ほどと少ないものでしたが、活発な質疑応答がなされ、また今後の中大での取り組み方についても意見交換を行うことができました。

杉原浩司さんをお招きしてのこの研究会開催については、チラシを少数ではありますが目立つところに掲示し、「考える会」の存在を学内で広く印象付け

3月17日のこの会において、研究戦略会議への要請文の原案を承認しました。まず学内で退職者も含めて、できるだけ多く要請文の賛同者を募り、匿名を含めた賛同者の名前を記したうえで、研究戦略会議に提出することになりました。4月7日現在で総計58名の賛同者を得ることができ、要請文を研究戦略会議に提出したところです。

【活動の成果＝マンモス私大として明治・法政・関西・東洋に続くことをめざして】

学術会議の「声明」が含意しているところは明らかです。中大でも防衛装備庁の研究資金には応募しないことを明確にするための大きな条件が揃ったこととなります。

防衛装備庁の研究資金に応募することは、学問に関わる大学の基本的な在り方を変えることです。大学構成員の合議体である教授会で議論することが必要です。中大の場合、研究戦略会議という執行部のみで決めトップダウンで処理する問題ではありません。教授会へ議論を戻すことも「考える会」は要求しています。

マンモス私大の一つとして、先行私大に続き、中大が「声明」のような形で防衛装備庁の研究資金には応募しないことを明らかにできれば、軍学共同をすすめようとする流れの出鼻をくじく大きな力になるでしょう。その実現を目指して活動しています。明かりが見え始めたところです。

5月ないし6月には、池内了先生をお招きして、再び研究・講演会を開く予定です。軍学共同に反対する人々が存在しているのだということを学内で再度目に見える形で明らかにしていく予定です。

また今後、会のHPを作成し、学内外から広く研究戦略会議に提出した要請文に対する賛同者を募ることにしました。反安保法制の時に成立し活動を始めた学生組織や卒業生の組織とも連携していきたいと考えています。



慶應義塾大学 塾長選挙で公開質問状 5 月新塾長との確認へ

慶應義塾大学軍学共同問題研究会 渡名喜 庸哲

慶應義塾大学軍学共同問題研究会は、3 月に声明文をまとめ、慶應義塾塾長に送付するとともに研究会 HP に掲載、また教職員に配布した。(註 1)

その後、4 月には、同月に行われる塾長選挙候補者に軍学共同問題に対する公開質問状を送付。公示期間の兼ね合いもあり、3 名のみからの回答であったが、いずれも軍学共同に対する反対を明言するものであった。

また、日本学術会議総会を受け、これまでの軍学共同問題についての議論の経緯を振り返り、争点を確認するために、4 月 19 日に小沼通二氏（慶應義塾大学名誉教授）をお招きした第二回研究会を開催した。

塾長選をめぐっては、4 月 16 日に行なわれた教職員からなる選挙人の投票の結果、上記回答者の一人でもある細田衛士が最多得票数を集めたが、その後に行なわれた塾長候補銓衡委員会では、従来の慣例を覆すかたちで二位の長谷山氏が選出されることとなった。長谷山氏からは公開質問状への回答は寄せられていないため、5 月末の塾長就任に際して、改めて軍学共同問題についての慶應義塾の今後の方針について確認をする予定である。

なお、4 月に理工学部の学部長に着任した伊藤公平氏は、4 月 4 日の朝日新聞で軍事研究への反対を明言している。(註 2) 理工学部をはじめ慶應義塾大学の今後の対応が注目される。

(註 1) 2017 年 3 月の教員有志による声明文の後半には次のような記述がある。

実は、慶應義塾は 1967 年に、研究補助金を申請する場合には「研究が直接軍事目的に利用されるおそれのないもの」とであるとする指針を定めてはいますが、この指針が歯止めとなったことはありません。たとえば理工学部では、2010 年、2015 年に、当該指針を参照するかたちで軍事防衛関連機関からの資金調達に関するガイドラインが定められましたが、そもそも軍事防衛関連機関からの資金提供を受けた研究が軍事利用される可能性を研究者の側から完全に否定することはできず、このガイドラインの策定 自体が 67 年の指針に沿わないものといえます（その後、理工学部はこれまでの運用を再考する方針を示しました。ただし、義塾全体では依然として同様の方針は出されておられません）。ここで改めて義塾全体で 67 年の指針の精神を確認し、それに基づいて軍事関連の研究資金を受け入れないという合意形成を構築する必要があります。この

ような情勢を受け、私たち教員有志は、「軍学共同」問題をめぐる広い議論の場、ひいては研究者として、大学人としての社会的責任を共に考える場をもつことが急務であると考え、慶應義塾大学軍学共同問題研究会を立ち上げました。（中略）

私たちは、「独立自尊」を理念とし「ペンは剣よりも強し」をモットーとする慶應義塾こそが、時の政治や経済の潮流に流されず、「ペン」による教育と研究は「剣」に打ち勝つことができるとあくまで主張すべきであると考えます。

以上に基づき、私たち教員有志は、慶應義塾に次のことを求めます。

- 本塾教職員が軍事・防衛関連組織からの研究資金に応募することを認めない旨の声明を出すこと
- 「慶應義塾研究倫理要綱」および「慶應義塾利益相反マネジメント・ポリシー」に、軍事的な手段による安全保障研究とみなされる可能性のある研究に関わる規定を盛り込むこと
- 日本学術会議での議論を踏まえ、軍事的な手段による安全保障研究とみなされる可能性のある研究の適切性・妥当性について、倫理的に審査する制度を塾内に設けること

2017 年 3 月 慶應義塾大学教員有志

なお、前述の 1967 年 6 月 16 日の常務理事通知「アメリカ極東軍研究開発局からの研究補助金問題について」では、今後この種の研究補助費を申請する場合の基準として次の 4 点が記されている。

- 1 学問研究の自由という立場から研究者が自主的に研究題目を選んだ学問的研究で、人類の福祉向上に役立つものであること
- 2 研究が直接軍事目的に利用される恐れのないもの
- 3 研究成果の公表の自由が研究者に認められていること
- 4 関係各学部長の了解を得る

(註 2) 朝日新聞 4 月 4 日の記事の中では次のように書かれている。

慶應義塾大の伊藤公平教授（物理情報工学）は「軍学研究には反対。文部科学省から防衛省へ、科学研究費の出どころがシフトするのはおかしい」と指摘する。ただ、研究機関や研究者個人が批判にさらされることには疑問を呈し、「武器を持つ者こそ学を深め、正しい倫理観をもつべきだ」という考え方もある。意見の合わない人を分断して敵に回すのではなく、正しい使命を与えるのも大学の役割」と話す

大阪市立大学 市議会での追求 市民とともに大学に要請

市大はこの間、府大との統合問題で揺れている。市大の統合問題を考える会が結成され、広範な市民とともに闘っているさなかに軍事研究の問題が起きた。そこで考える会の方々は軍事研究の問題にも取り組み、着実に前進している。日本科学者会議大阪支部の河野さん、「大阪市大の統合問題を考える会」世話人の津田さんからのお便りをもとに大阪の取り組みを紹介する。

1. 大阪市議会での追及 3月13日

公立大学で防衛装備庁の制度に採択されたのは大阪市立大学のみ。そこで全国でも唯一、地方議会での戦いが繰り広げられた。3月13日、大阪市議会・都市経済委員会での日本共産党・小川陽太市議の質問と回答の概要を紹介する。

小川—16年度、大阪市大が安全保障技術研究推進制度に採択されたが、どんな研究内容か。

森山大学支援担当課長—農薬等に含まれる有害物質を吸着、分解する材料の研究で、農薬中毒の予防や災害現場でも活用でき、人の生命と身体の安全確保に有効活用が期待される。

小川—「多数の微細な孔をもつ粒子集合体に毒性ガスを吸着させ、触媒で毒性を消さないし、低下させることをめざす」研究が採択された。農薬散布中の一酸化炭素中毒などの事故が年間5000件、この研究は人に役立つ民生利用の研究なのだろう。しかし、この制度は、防衛装備庁が公募する、軍事上有益と見込まれる研究だから、防衛省が資金を出し、軍事へ転用することが目的。デュアルユース（軍民共用技術）とは、民生技術を軍事に転用するのが目的。全国の大学で警戒感が高まり軍事研究には加担しない大学が多数でている。にもかかわらず大阪市大がこの制度を積極的に活用する理由は何か。

森山—市立大学では、大学倫理綱領で教職員に「高い倫理観、自律性をもって教育、研究、社会貢献、大学運営にあたり、公正、誠実に遂行し、誇りを持って社会的責任を果たす」ことを求めている。教員は、これを基本に研究活動を遂行し、外部資金に応募する際にも、当然これにもとづく。今回採択された研究課題の申請にあたっては、教員の学問・研究の自由を尊重しつつ、社会的注目、研究者の間でさまざまな議論があることから、この制度への申請に限って、研究資金やプロジェクトのマネジメント組織であるURAセンターで研究内容を精査、研究推進本部でさらに点検、慎重に確認した。結果、有用性のある基礎的研究であると認め、申請を是認したもの。

小川—「あの市大が軍事研究に手を挙げた」と世

間を驚かせている。市大の前身の大阪商大は、戦争反対・平和を求めた教員や学生が弾圧された歴史（商大事件）がある。戦前からリベラルな校風、その伝統が受け継がれている市大が、なぜ軍事研究に参加するのか。

日本学術会議は、2つの声明を継承する新たな声明案を発表した。大阪市には、大学の設置者として「学術の健全な発展」を保障する責任がある。市大が防衛省の研究に応募するという状況をどう考えているのか。

森山—市大では、充実した研究活動のため、文科省の研究費補助金や委託研究費など、国や民間企業からの外部資金獲得に積極的にとりくんでいる。その中で、この制度への申請を行った。この制度は、防衛装備庁が募集しているが、基礎的研究を対象とし、防衛装備そのものの研究開発ではなく、民生分野で活用されることも期待し、公開を原則としている。その制度趣旨をふまえ、今回の申請内容が基礎的研究として有用だと認められ、市大は是認した。学問・研究の自由の観点から、市として市大の判断を尊重したい。

小川—「学問の自由」尊重というが、多くの学者が憲法23条「学問の自由」が脅かされるという危機感をもっている。防衛省の応募研究では、研究進捗状況が管理され、公開には届出（許可）が必要とされる。グローバル大学をめざすというが、応募は日本国籍を有したものに限られ、防衛省の応募研究は「学問研究の自由」を脅かす懸念はぬぐえない。

近く府大・市大「統合案」がとりまとめられると聞く。大学「統合」の根本は、二重行政の解消という経費削減ではないか。これでは、まともな教育・研究が保障されない。研究者が外部資金の獲得を迫られ、防衛省研究への応募に追い込まれてしまう。統合で経費削減、政治誘導で軍事研究へ追い込む、いったい大阪市大はどうなっていくのか。これでは、「学術の健全な発展」と「高等教育の充実」を保障すべき大阪市の責任放棄。歴史と伝統ある市大・府大を亡くすことは許されない。

小西大学支援担当部長—統合の目的は、教育力、研究力、地域貢献力の向上をはかり、大阪の発展を牽引する大学の実現をめざすもので、運営費交付金の削減を目的とするものではない。

小川—ノーベル賞受賞の研究者は、真理の探求する基礎研究の重要性を強調し、その財源保障を訴えている。軍事研究への応募は、15年度の109件から16年度の44件へ半減しているのに、大阪市大が応募したことは重大だ。大阪市立大学の健全な発展へ、財政支援の強化を求める。

2. 軍学共同に反対する「市民・学者連絡会大阪」準備会開催 3月17日

大阪平和委員会、大阪革新懇、日本科学者会議大阪支部が呼びかけ、23人が参加し、軍学共同問題をどう考えるか、どう運動を広げるか討議。大阪平和委員会の上羽事務局長は「軍学共同は大学を軍事に加担させるもので、憲法23条『学問の自由』を壊す恐れがある。市民と科学者が共同して軍学共同を許さない取り組みを広げよう」と呼びかけた。連絡会結成と5月13日の集会を確認した。

3. 市大に抗議・要請書を提出 4月4日

さらに大阪市立大学の統合問題を考える会は大阪市立大学の荒川哲男理事長兼学長に、“「安全保障技術研究」応募に抗議するとともに、直ちに中止を求めます”という要請を行った。その要旨を紹介する。

大阪市大が応募し採択されたことに大きな衝撃を受けた。並行して、昨年8月に副首都推進本部会議が発表した「新大学ビジョン」で「都市シンクタンク」と「技術インキュベーション」の2つの機能の強化＝産学官連携の強化を打ち出したことは偶然だったのか。この10年間で運営費交付金を約40億円も減額された大阪市大が、外部資金の獲得のために、産学官連携強化から軍学連携にまで踏み出したのか。

防衛装備庁の委託研究応募は、大阪市大の教育研究の健全な発展にとって、重大な禍根となりませんか。(中略) 私たちは、日本学術会議の「声明」を重く受けとめます。

さらに、大阪市大の卒業生や関係者は、戦前の学問研究の自由の閉塞状況にあって「滝川事件」や「大阪商大事件」を経験し、戦後の大阪市大の出発においてこれら事件の犠牲者が名誉回復され、大学の民主的改革が行われ、今日の大阪市立大学の礎となった歴史と伝統を忘れるわけにはいきません。

私たちは、大阪市大が防衛省の委託研究に応募したことに対して厳しく抗議するとともに、直ちに中止することを求めます。また、応募に至った経過とその是非について、そして今後の対応について、大学執行部の責任ある回答を求めるものです。

4. 学長からの回答 4月28日

平成28年度の安全保障技術研究推進制度の公募に関しては、学内会議において検討を行い、本制度が応用先を示すことのない基礎研究を対象としていること、研究成果の公開を原則としていること、慎重を期するため事前に学内の複数の会議において内容確認を行うことにより、研究者の申請を認めることといたしました。今年度につきましては、本年3月24日に日本学術会議から「軍事的安全保障研究に関する声明」が出されており、今後の取扱いについて検討を行っているところです。

平成29年4月28日

大阪市立大学 学長 荒川 哲男

ここでは防衛省のゴマカシの口実をそのまま述べ、「学内の複数の会議で内容確認をおこなう」ことにより申請を認めたと言い訳しているが、今年度については日本学術会議声明を無視できなくなっている。闘いの成果である。

軍学共同いらない! 市民と科学者のつどい

—市民と大学人の連携こそ憲法を守り軍学共同を押しとどめる力—

日時 2017年 **5月13日** (土) 午後1時30分～午後4時

場所 **大阪社会福祉指導センター 5階多目的ホール**

大阪府大阪市中央区中寺1丁目1-54 (電話06-6762-9471)
(最寄駅) 大阪地下鉄「谷町6丁目」駅4番出口 南へ徒歩5分

プログラム

◎お話 **池内 了さん** (名古屋大学名誉教授)

資料代
500円

- 市民と科学者の対話・交流
- 徳井由美子さんによるアイリッシュ・ハープ演奏と語り

2015年防衛省は資金を出して大学などに研究を委託する「安全保障技術研究推進制度」を開始しました。大学などがもつ最先端の科学技術を軍事に応用するのが目的。この制度開始2年目の昨年、大阪市大の研究が採択されました。大学が軍事研究に参加すれば、これまで民生研究で発展してきた日本の科学技術が「軍産学複合体」に組み込まれてしまい、次の社会を担う若者を育てる高等教育も変質してしまいます。大阪でも、このつどいをバネに「軍学共同は許さない」の世論と運動の大きなうねりをつくり出しましょう。

主催 **軍学共同いらない! 市民と科学者の会・大阪** (仮称)

(事務局団体 大阪革新懇、日本科学者会議大阪支部、大阪平和委員会 [連絡先 電話 06・6765・2840])



防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に対する各大学の姿勢 (2017年4月末現在 新たな情報があれば、連絡会へお知らせください。)

北海道大学：2016年度採択。今年度の対応不明。

(北大に対する取り組みはニュースレター2号参照)

北見工業大学：応募を認めない

4月12日の会議で高橋信夫学長がこの制度に学内の研究者が応募することを認めない方針を示し了承された。理由について北見工大は、「大学の研究は人びとの生活を豊かにするためのものであり、軍事に加担してはならない」として、近く、教職員に対し方針を伝えることにしています。
(2017.4.13NHK NEWSWEB)

東北大学：応募を認めない

「東北大学における軍事・国防に関する研究等の基本的考え方」(2014年7月15日研究推進本部制定)

本学に所属する研究者は、軍事・国防に直接繋がる研究を行ってはならない。なお、軍事・国防関連機関から提供される研究資金を原資とする研究については、以下のいずれにも該当する場合に限り、実施することができるものとする。

- ① 「東北大学の使命」、「公正な研究活動のための東北大学行動規範」及び部局の理念等に照らし合わせてそれらと矛盾しない研究であること。
- ② 軍事技術(人間の殺傷、人間環境の破壊を目的とした技術等)及び武器・兵器等の開発・応用に直接繋がる研究ではないこと。
- ③ 一般的な人間社会から非人道的な研究と判断されるような研究ではないこと。
- ④ アメリカ国防総省が調達規定として設けている「研究、開発、試験及び評価(RDT&E)」コード「6.1」(科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究を目指す。)に該当する研究又はこれに準ずる内容であって、研究成果の公開を原則とするもの。
- ⑤ 知的財産を含む研究成果が、研究資金の拠出元の機関へバイドール法に基づかず帰属する案件でないこと。
- ⑥ 安全保障輸出管理上の規制に抵触せず、手続き上の問題がないこと。

東北大学理事(研究担当)通達「防衛装備庁「平成28年度安全保障技術研究推進制度」について(通

知)」(2016年4月19日)(抜粋)

1. 本学研究者の応募について

本学に所属する研究者は、軍事に直接繋がる研究を行ってはならない。

このことから、昨年度の「安全保障技術研究推進制度」の公募については、その公募内容から判断し、本学研究者の応募を認めないこととした。今年度の同制度の公募についても、その公募内容は昨年度とほぼ変わらないことから、本学研究者が研究実施者(研究代表者または研究分担者)として応募することを認めない。

2. 今後の対応について

軍事関係機関等から提供される研究資金を原資とする研究公募等に関する本学の方針等についてプロジェクト・チーム及びワーキング・グループを設置し、検討を行う。

なお、上記によって本学の方針等について検討を行う間、今回のように軍事関係機関等からの研究公募が行われた際は、当面の間研究推進本部運営委員会において審議することとする。

東京大学：2015年「軍事研究が自由な知の交流の障害となることは回避されるべきである。」

東京大学総長発言「東京大学における軍事研究の禁止について」(2015年1月16日)の要旨：

学術における軍事研究の禁止は、東京大学の教育研究のもっとも重要な基本原則の一つである。この原理は、「世界の公共性に奉仕する大学」たらんことを目指す東京大学憲章によっても裏打ちされている。

日本国民の安心と安全に東京大学も大きな責任を持つ。その責任は世界の知との自由闊達な交流を通じた学術の発展によってこそ達成しうる。軍事研究がそうした開かれた自由な知の交流の障害となることは回避されるべきである。軍事研究の意味合いは曖昧で、防御目的であれば許容されるという考え方や、攻撃目的と防御目的との区別は困難であるとの考え方もありうる。学問研究は平和目的にも軍事目的にも利用される可能性(両義性：デュアルユース)が、本質的に存在する。東京大学での研究成果について、デュアルユースの可能性は高まっている。このような状況を考慮すれば、東京大学における軍事研究の禁止の原則について一般的に論じるだ

けでなく、世界の知との自由闊達な交流こそがもっとも国民の安心と安全に寄与するという基本認識を前提とし、そのために研究成果の公開性が大学の学術の根幹をなすことを踏まえつつ、具体的な個々の場面での適切なデュアルユースのあり方を丁寧に議論し対応していくことが必要である。

東京農工大学：2016 年度採択されている。今年度も応募を認め、採択後に審査する。

《NHK に対する東京農工大学の回答》：本学は、研究プロポーザルの段階では明確なルール（方針・内規等）は設けず、研究受入段階における外部資金受入審査会において、研究内容に応じた必要な審議・審査を行っている。なお申請段階における審査についても、今後検討する予定である。

《東京農工大学長声明 4 月 14 日大野弘幸》

4 月 13 日 NHK ニュースでは、東京農工大学が、防衛装備庁の研究費への応募を認めることのみが報道されました。しかしながら、本学は、すでに出された日本学術会議の声明に従っています。本学は、同声明にある「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」との提言に沿った審査会を既に設置しており、今後もその制度を維持していく所存です。本学では、研究者行動規範等に示した通り、軍事的な研究をしないということが全教職員の共通認識です。学術研究の自主性・自立性を担保するため申請段階での制限は設けてはおりませんが、採択された課題については、外部資金等受入審査会において審議・審査を行うこととしており、本年度の防衛装備庁の研究費の申請への対応については、受入審査委員長である両研究院長に厳格な審査をお願いしたところです。（以下略）

首都大学東京：昨年度応募。今年度不明

安全保障技術研究推進制度の審査委員会委員が 17 名中 3 名もいる首都大は、昨年度応募したが採択はされなかった。今年度は産学公連携センター等の HP を見る限り、大学として応募を呼びかけることはしていない。

明治大学：応募を認めない

《軍事利用を目的とする研究・連携活動の禁止》
2017.1.15 新聞広告（以下要旨）

明治大学は、「社会連携ポリシー」の中に「環境保全・平和利用」を掲げ、軍事利用・人権抑圧等、平和に反する内容を目的とする研究・社会連携活動を一切禁止しています。明治大学がめざすのは、高度で先進的な研究成果をもとに、学外研究機関との交流をはじめ、民間企業、国、自治体やその地域社会等と連携して、平和で豊かな社会を創造することです。軍縮と平和の探求がテーマの一つであり、軍

縮・軍備管理の本質的構造の解明に取り組む「国際武器移転史研究所」の研究プロジェクト、「明治大学平和教育登戸研究所資料館」での陸軍による秘密戦資料を公開など、これからも平和を探究する研究と社会連携活動を推進していきます。

法政大学：応募を認めない

《法政大学における研究の推進と学外機関等との研究活動・研究交流に関する指針》（2017.1.18 常務理事会決定）（以下要旨）

1. 学問の自由を守り、大学および教職員・研究者の自律性・主体性を尊重する。

2. 真理の探究に努め、国際平和と持続可能な地球社会の構築に寄与する活動を行うものとし、軍事研究（註 1）や人権抑圧等人類の福祉に反する活動は、これを行わない。

3. 本学の教育・研究活動の発展に寄与する活動を実施する。

4. 研究活動に係る各種情報は公開を原則とする。ただし、知的財産権等に関する取扱い等、秘密保持に関する取り決めを締結することが合理的な場合は、この限りでない。

5. 学外機関等との研究活動・研究交流に携わる教職員は本指針を理解し尊重するとともに、関係法令、本学の各種規則を順守し、行動する。

（註 1）ここでのいう軍事研究とは、武器・防衛装備品の開発、またはそれへの転用を目的とした研究を指し、政治学、平和学等における戦争や軍事を対象にした研究までを含むものではない。

《学外資金によるデュアルユース（軍民両用）研究費への応募について》

防衛省による競争的資金制度である「安全保障技術研究推進制度」への応募は、当分の間認めない。なお、（1）防衛省や米軍など国内外の軍事や安全保障にかかわる機関から資金提供の申し出を受けた場合（2）防衛省や安全保障にかかわる機関、また、武器・防衛装備品等の開発に直接かかわる部門との受託研究・共同研究・寄付研究を希望する場合は、応募の可否等について常務理事会にて判断する。

慶應義塾大学：5 月末に新塾長が就任するので態度を問う。別稿 p.3 参照

早稲田大学：応募は認めない

2015 年春闘で教員組合・職員組合の両組合が大学に次の質問を行った。「先ごろ防衛省が『国の安全保障に役立つ技術を開発する』として研究費の支給先の公募を始めた」と報じられている。早稲田大学には「学外機関等との学術研究提携等に関する規則」が定められており、そのガイドライン(規則第

1 条)には『軍事研究および軍事開発は行わないこと』ことが定められている。このこととの関係で大学としてどのように対処するのか。」

理事会は「内容をかなり慎重に検討した。第 1 条第 1 項第 2 号、これに抵触すると判断し、今回は申請は認めないことにした」と回答した。

さらに 2017 年 3 月、両組合は理事会に変更がないか改めて確認し、理事会は 4 月 13 日に「現ガイドラインの規則と運用について変更はありません」と回答した。

註：1990 年制定のガイドライン第 1 条では学外機関等との間で学術研究提携等を行うにあたり準拠すべき基本原則として、次の 6 項目を定めている。

一、学問の自由および独立を守ること。

二、世界の平和および人類の福祉に貢献する研究を行うものとし、軍事研究および軍事開発は行わないこと。

三、本大学における研究活動の発展および教育の向上に寄与すること。

四、研究成果の公表を禁止された秘密研究は行わないこと。ただし、研究成果の公表時期に関する研究委託者または共同研究者との信頼関係に基づく合理的制約は、この限りでない。

五、社会的に公正であること。

六、関連資料を開示の上、民主的な手続きに基づき、提携等に関する意思決定を行うこと。

これを作成した検討委員会報告書にはこう書かれている。「二の前段は、研究教育が目ざす普遍的価値を表す。軍事研究・開発は、『より効果的な兵器とそれらのより有効な使い方、さらに相手方がそれらを使ったとき、同じ兵器を無効にする手段を創り出すための軍事的応用あるいは軍事的潜在力となりうると考えられるすべてのことに、知識と専門的技術を用いる努力』と定義される（ストックホルム平和研究所 1983）。学術研究提携との関連では、国内外の軍関係機関との提携、企業との明示された兵器の開発は排除される。しかし、例えば新素材の開発を目的とするような研究は、その成果が軍事に転用される可能性があるという理由だけで排除されないと考えてはならない。研究の自由、後記の研究成果の公表原則や世論による転用の抑止が果たす役割を考慮に入れるべきであるからである。」

中央大学：2016 年 7 月学長「日本学術会議の結論を待ち中大としての態度決定をする。」[別稿 p.2 参照](#)

東京電機大学：2015 年度採択。今年度の対応は不明。

東京理科大学：2016 年度採択。今年度の対応は不明。

神奈川工科大学：2015 年度採択。今年度の対応は不明。

筑波大学：軍事研究しないルール作りに着手

3 月 23 日永田恭介学長記者会見 ルールの素案は研究費が軍事に関わる内容になっていないと確認すること。具体的には、研究者本人や部局長、本部によって、研究が健全な科学の進歩に資するものであるかというチェックを行う。来年度早々にルールの概要はできてくる。ただ学内での議論を経ないといけないので、もう少し時間がかかる。（茨城新聞 3 月 24 日）

山梨大学：現時点での姿勢は不明

山梨大学工学域長見解「大学における軍事研究について」（2015 年 9 月 17 日）（以下要旨）

第 2 次世界大戦の惨禍への反省を踏まえ、日本の大学では長らく軍事研究とは距離をおいてきた。工学は、公共の安全、健康、福祉に寄与することを目的とする学問であるとの認識は浸透しているが、軍事研究はそれにあたるのか、また、技術は軍事にも民生にも利用できるデュアルユースの可能性をどう考えるのか、その線引きの基準はあるのかなどについてはさまざまな意見がある。大学での研究の自由を保障することは言うまでもないが、研究共同の在り方、研究課題の設定については、工学の本来の目的に配慮した深慮をお願いする。「世界の知との自由闊達な交流こそがもっとも国民の安心と安全に寄与しうるという基本認識」を前提として研究成果の公開については特に配慮していただけることを期待する。

新潟大学：2015 年 軍事への寄与を目的とする研究は行わない。

新潟大学「科学者行動規範・科学者の行動指針」（2015 年 10 月 16 日一部改正）（抜粋）

科学者は、その社会的使命に照らし、教育研究上有意義であって、人類の福祉と文化の向上への貢献を目的とする研究を行うものとし、軍事への寄与を目的とする研究は、行わない。

信州大学：応募を認めない

安全保障技術研究推進制度への学内からの応募は当面見合わせる方針を決定（17.2.16 信濃毎日新聞）

諏訪東京理科大学：指針作成予定あり。応募対応はケースにより判断。（中日新聞 4 月 21 日記事）

静岡大学：2015 年 軍事目的でないものは受け入れる。現時点では不明

「静岡大学における防衛省等との研究協力に関するガイドライン」（2015 年 9 月教育研究評議会）

本学教職員が、研究活動の一環として我が国防衛

省等（当該研究協力に関する研究課題について防衛省と委託等の契約関係にある企業、大学及び研究機関を含む。海外の類似機関を含む。）との間で研究協力を実施する場合の取扱いについて。

（１） 防衛省等との研究協力については、軍事目的（防衛目的を含む）ではないということが明確に判断されるもののみを受入れの対象とする。

（２） 防衛省等との研究協力の受入れを決定した際には、本学ホームページ等で公表するとともに、研究成果は公開するものとする。

（３） その他研究協力の受入れに係る手続き等については、学内規則（静岡大学共同研究取扱規則、静岡大学受託研究取扱規則等）に則って行う。

豊橋技術科学大学：2015 年度採択。今年度も応募を認める。

《競争的資金制度等による安全保障研究の取扱い》2017 年 3 月 22 日から実施（以下要旨）

本学は「行動規範」において「研究者は、自らの研究の成果が、自身の意図に反して破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては社会に許容される適切な手段と方法を選択する」と定めている。また日本学会の 1950 年及び 1967 年の「戦争を目的とする科学の研究は行わない」とする趣旨の声明は尊重すべきものであると認識する。これらのことを踏まえ、戦争を目的とする研究を本学の研究者が行わないよう、次のとおり取り扱う。

1.競争的資金制度に基づく安全保障研究の取扱い（抜粋）

(1)安全保障研究に係る競争的資金制度の情報を収集し戦略企画会議において共有する。

(2)安全保障に係る研究の申請希望があった場合は、戦略企画会議において審議する。

(3)戦略企画会議の下に安全保障研究に関する専門部会を設け、申請の可否について審議する。

(4)専門部会は、総務担当理事を委員長とし、構成員は研究担当副学長、研究力強化担当副学長、委員長が指名する専門分野の教授(若干名)、及び必要に応じて外部有識者を加えることができる。

(5)専門部会は以下の観点から審議する（①②⑩略）

- ③ 研究グループの構成について制約を設けていない制度である。
- ④ 成果の幅広い活用が想定される基礎的研究である。
- ⑤ 応募するテーマが戦争を目的とした研究ではない。
- ⑥ 研究の成果が破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し、そのような恐れがあ

る場合には、研究の実施、成果の公表にあたって、社会に許容される適切な手段と方法を選択した申請であること。

- ⑦ 成果の公開が認められ、知的財産は所定の条件の下で本学に帰属すること。
- ⑧ 資金提供元による適切な進捗管理の下で、過度な干渉を受けずに研究を進めることが見込まれる
- ⑨ 特定秘密等の提供を受けず、また研究成果が特定秘密等に規定されるものとはならないこと。

(6)戦略企画会議は専門部会の審議結果を踏まえ申請の可否を審議する。（以下略）

（この批判はニュースレター 8 号池内論文参照）

豊田工業大学：指針はない。応募は認めない。（中日新聞 4 月 21 日記事）

名古屋大学：指針は作成予定 研究助成への対応は検討中。（中日新聞 4 月 21 日記事）

「名古屋大学平和憲章」（1987 年 2 月 5 日）（抜粋）：大学は、戦争に加担するというあやまちを二度とくりかえしてはならない。われわれは、いかなる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と教育には従わない。そのために、国の内外を問わず、軍関係機関およびこれら機関に所属する者との共同研究をおこなわず、これら機関からの研究資金を受け入れない。また軍関係機関に所属する者の教育はおこなわない。

名古屋工業大学：指針作成検討中。応募対応検討中（中日新聞 4 月 21 日記事）

大同大学：指針はない。応募対応はケースにより判断（中日新聞 4 月 21 日記事）

名城大学：指針作成予定あり 応募対応は検討中（中日新聞 4 月 21 日記事）

南山大学：指針はある 軍事目的は認めない。非軍事は厳格に審査する。（中日新聞 4 月 21 日記事）

愛知工科大学：指針はない。応募は認めない。（中日新聞 4 月 21 日記事）

中部大学：指針はある。応募は認めない。（中日新聞 4 月 21 日記事）

岐阜大学：指針作成予定あり。応募対応はケースにより判断。（中日新聞 4 月 21 日記事）

三重大学：指針作成は検討中。審査制度がないため応募は認めない。（中日新聞 4 月 21 日記事）

福井大学：指針作成予定あり。応募対応はケースにより判断。（中日新聞 4 月 21 日記事）

福井工業大学：指針はなく作成予定もない。内容を確認し慎重に判断。（中日新聞 4 月 21 日記事）

滋賀県立大学：応募を認めない（3月21日）

<http://www.usp.ac.jp/kenkyu/3houshin/>参照

《研究者の研究活動における基本理念》（平成 29 年 1 月 19 日）より

4 滋賀県立大学の研究者は、常に自ら携わる研究の意義と役割およびその成果について科学的な妥当性や独創性を検証し、合理的な理由なく研究成果等の公表を禁止されるような研究や戦争や軍事への寄与を目的とするなどの人類の平和を脅かす研究を行うことがないよう、研究の実施、成果の公表にあたっては、透明性と説明性を持って社会に許容される適切な手段と方法を選択する義務と責任を有する。

《行動規範》（平成 29 年 3 月 21 日）より

（科学研究の利用の両義性）7. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、戦争などの破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

《本学の研究理念等に抵触する可能性のある公募制度への応募等における可否判断基準および手続き》（平成 29 年 3 月 21 日）より

第1 可否判断基準

（1）公募の内容：公募内容が、戦争や軍事への寄与を目的とするものでないなど本学の研究理念等に反しないこと

（2）研究の目的：研究目的およびその成果が、戦争や軍事への寄与を目的とするものでないなど人類の平和を脅かすおそれがないものであること

（3）研究の推進：研究者の自由な意思と発想をもとに推進されるものであること

（4）成果の公開：成果は透明性をもって研究者の自由な意思に基づき公開可能なものである

《学長談話》（平成 29 年 3 月 21 日）より

開学以来「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」として、滋賀県や近隣市町、企業と経済団体、各大学、地域の皆さんをはじめ実にはたくさんの方々に支えられながら、教育、研究、社会貢献の取組みを進めてきました。その皆さんにとって、またこれから本学での学びや研究を志す皆さんにとって、最近顕著になってきた軍事転用の可能性がある技術研究への誘いに対して本学がどのように対応するかは、深い関心事であり、またお気遣いいただいていることと思います。（中略）上記の3つの方針は一年半余におよぶ学内での真摯な議論を経て定められたものであり、この先永きにわたって本学における多様な研究に幅広く適用されることとなります。なお、これらの方針に照らせば、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」を利用した研究は本学にふさわしくなく、大学としての応募はできない

ものと考えます。 滋賀県立大学学長 大田啓一

（滋賀県立大への取り組みはニュースレター6号参照）

京都大学：2016 年 軍の研究費を受けることは好ましくない

「軍からの研究費の援助を受けることは、その成果が戦争に利用される危険があるので、好ましくない」（1967 年部局長会議決定）を、京都大学における有効な研究指針として再確認（2016.4.12 部局長会議）

立命館大学：2016 年 軍事研究は行わない

「研究者倫理指針および学外交流倫理基準に則り、『自主・民主・公開・平和利用の4つの原則にもとづき行動する』とともに、『軍事開発や人権抑圧など反人類的内容を目的とする研究教育は行わないこと』を徹底する」（2016 年春闘回答）

龍谷大学：2016 年 軍事研究は行わない

2016 年春闘団体交渉で、「軍事共同研究を行わないこと」を確認。

大阪市立大学：2016 年度採択。今年度は検討中（4月28日学長回答）別稿 p4・5 参照。

関西大学：応募は認めない

《軍民両用技術(デュアルユース)に関する研究費に係る本学の方針について》（2016.12.7 学長名発表）

近年、防衛装備庁が「安全保障技術研究推進制度」による研究テーマを公募するなど、軍事と民生のどちらにも応用できる「デュアルユース」をテーマにした競争的資金が問題となっています。関西大学では、研究倫理規準第3条第1項第1号において「人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に従事しない。」と定めているため、「デュアルユース」をテーマにした競争的資金への申請や、外部資金の受入れに関する取扱いを明確にしておく必要があると判断しました。当面の方針を下記のとおりとします。

1 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への申請は認めない。他大学の申請に共同研究者として参画することも認めない。

2 国内外の軍事防衛を所管する公的機関からの研究費等の資金は受け入れない。

3 企業等からの受託研究等については、その研究内容が軍事防衛目的である場合は、研究費等を受け入れない。

和歌山大学：応募しない方向で声明を取りまとめ中

神戸大学：2014 年以来「慎重に判断」となる。現時点では？

神戸大学理事(研究担当、産官学社会連携・広報

担当)通達「軍事転用が懸念される研究の実施について(通知)」(2014年8月27日)(抜粋)

神戸大学の学術研究に係る行動規範においては、「学術研究は、研究者の内発的な知的好奇心を源とするものであり、その成果は、世界の平和、人類の進歩及び地球環境の保全に貢献するものである。この意味において崇高な営みである学術研究を持続的に進展させるためには、研究者に対し学術研究の自由と研究者の自治が保障される必要があるが、同時に、研究者自身による倫理的な自律が要求される。」となっており、大学から生まれる研究成果等は、軍事目的ではなく平和利用されるべきであり、大学の説明責任という観点からも、各部局等においても軍事転用が懸念される研究を実施する場合はご注意ください。今後、軍事転用が懸念される研究を実施する場合は、大学の使命等も踏まえて、より慎重な判断を行う必要がありますので、必ず事前に下記問合せ先まで情報提供いただきますようお願いいたします。

広島大学：応募を認めない

広島大学は、原爆で被災した中から復興した大学として、「平和を希求する精神」を最も重要な理念とし、戦争を目的とした科学研究は行わないことを明らかにしています。本学の科学者等の行動規範(平成21年1月13日)には次のような記載があります。「科学研究に携わる者は、平和を脅かす行為を排し、科学によって世界の平和に貢献できるように最善の努力を行う。」こうした理念にもとづき、広島大学では、平成27・28年度の防衛省(防衛装備庁)の安全保障技術研究推進制度には応募しないことを役員会で決定して、研究担当理事・副学長から全学の教育研究評議会に報告しています。(2016年5月)

山口東京理科大学：2016年度採択。今年度の対応は不明。

徳島大学：応募を認めない

本学では、日本学術会議の声明において問題が多いとの見解であること、また、声明が3月末に出されたものであり、現時点では申請の諾否等を判断する審査体制が確立されていないため、平成29年度の本制度への申請については、機関承認は行わないこととします。

高知大学：応募を認めるか否か不明

公募情報のポータルサイトに安全保障技術研究推進制度の募集案内を掲載

九州大学：応募は認めない

安全保障技術研究推進制度への対応を役員会で審議した結果、2017年度も引き続き九州大学としての申請は行わない。

宮崎大学：応募を認めない？

「軍事を目的とした研究は行わないという姿勢は当然遵守すべきである。防衛装備庁の制度への本学からの申請は現時点ではない」(2017.1.26 組合に対する学長の回答)

現在、宮崎大学職組は応募を認めないことを求める緊急署名を集めている。

長崎大学：応募を認めない

4月11日役員懇談会「安全保障技術研究推進制度への応募自粛を求める。」通知は自粛を求めるもので、教職員の申請を妨げるものではないが、同大は「採択に至っても大学としては契約を締結しない方針」と通知。同大の教職員が研究を受託する場合、大学を通じて学長名で契約しなければならず、研究は事実上、受託できない。(2017/04/13 西日本新聞朝刊)

琉球大学：応募を認めない

軍事防衛研究に対する琉球大学のスタンス：大学における研究活動には、自由が必要である。先般、公募が開始された安全保障技術研究推進制度(以下、本制度という)は、将来の防衛装備品に適用できる可能性のある基礎研究を想定し、28の研究テーマについて、防衛省技術本部が研究課題を募集するものである。本制度の研究テーマは、民生分野へも活用できる側面を持っていることもあり、その研究を行う自由に思いをいたす必要がある。そもそも研究には、平和的な目的にも破壊的な目的にも利用される両義性(デュアル・ユース)の可能性が本質的に存在するのである。

一方、こうした研究の両義性を踏まえると、研究者は研究成果がその意図にかかわらず、人類の福祉を妨げるような目的に使用される危険性が内蔵されていることにも戒心しなければならない。

琉球大学は、「自由平等・寛容平和」の建学の精神を継承発展させ、「平和・共生の追求」を基本理念の一つとしている。また、琉球大学憲章においても、本学の教育、研究、社会貢献等の活動は平和に寄与することを謳っている。

現在、安全保障関連法案が審議され、安全保障に関する議論が国民の間でなされているところである。本制度が、研究成果を原則公開としているとしても、防衛省技術研究本部の指示のもとで運用されるとともに、研究成果が防衛装備品の製造等に将来つながることが想定され、軍事利用の蓋然性が高いことに鑑みると、本制度による研究を本学においてどう扱うかについては、本学の社会的使命などに照らし慎重に検討する必要がある。

琉球大学における教育研究は、学問の自由をふまえても、人類の福祉と平和に寄与するために行われるべきであり、それらを妨げる目的で行わないこ

とを旨とする。したがって、当分の間、本制度による研究を本学において実施することは差し控えるべきである。

平成 27 年 8 月 5 日琉球大学学長 大城 肇

国立高等専門学校：応募は認める？

「独立行政法人国立高等専門学校機構における安全保障研究の取扱い」が、高専機構本部の理事長裁定という形で内部向けに公表されているようである。(まもなく公表?)

国立天文台：応募は認めない

国立天文台における軍事研究禁止の方針 国立天文台は、軍事利用を直接の目的とした研究を行わず、協力もしない。国立天文台は、安全保障技術研

究推進制度もしくはそれに類する制度への応募は行わない。(2016.6 教授会)

物質材料研究機構 (NIMS)：応募を奨励 (2016 年度採択)

所員向けの HP に「dual use であるので問題なく、防衛省から研究所への干渉もされないの、安心して応募するようにとの説明が載っている。

産業技術総合研究所：軍事研究は行わないが応募に関しては内部の委員会で検討した上で認める。

昨年度は、職員向けの HP で防衛省の応募案内が出ていたが、軍事研究は行わないと理事長が明言。応募に関しては内部の委員会で検討した上で応募を認める。2015.16 年度は応募したが不採択。

防衛装備庁への応募は 5 月末締め切り (その後大学の承認を 6 月末までに) 各大学・研究所で応募しそうな方がいれば全力で説得を！ 大学に対して、学術会議声明を重く受け止め、応募を認めないよう要請を！

【P1 より続く】

「日中開戦 80 周年を迎え戦争を振り返る年でもある。東アジアも厳しい情勢にあるが、重要な声明で歴史の検証に耐える。これは大学にまる投げでなく参考になった。」

「委員長が良い形で集約されてよかった。学術会議の歴史で今後 100 年耐えるものである。国防や安全について専門家の垣根を超えた議論が重要。」

「声明を受け止め、これからどう前向きにするかが重要。人間の安全保障は日本から発した言葉。」

「1 部から 3 部まで一緒にやる意義があった。入り口だけでなく使われそうになった時のことを準備しておくべきだ。これは原点で今後継続すべきだ。」

「議論されなかった点を指摘したい。①科学者の責任の問題、戦争を残酷化するのに科学者が動いたこと。②歴史と現状について、緊迫する東アジアの中で若者にも核武装という意見も多くなっているがそれは戦争の危機を拡大する。③資金のこと、研究費の偏在・格差がうまれつつある。」

杉田委員長のまとめ

「委員会は何らかの基準で指示する立場ではない。学術会議としては緊張関係の中でどういう問題があるか整理して示した。①丸投げというが、入り口で

慎重な判断をと明確に示している。ファンドの出所を見て判断する。いかに自由に見えようとも協力して行くと必ずおかしくなる。端緒が重要ということだ。大学がどのようになるか、施設管理責任ということもある。応用秘密保持の重大性がある。アメリカですら問題になっていることを知るべきだ。明確に問題が多いと指摘している。意図を離れて軍事的に使われるということだ。②安全保障については抑止力で、軍事で対抗して平和になるのか。何をもって安全保障というか共有されてない。人間の安全保証か否か、違憲か否か、軍事尊重か否か等々、これを学術会議で決することが適切とも思わない。」

最後に大西会長が「声明は科学者コミュニティへの発信であり、次期にバトンタッチしたい」と発言。その際会場から「大西会長は声明を守って下さい！」の声。大西会長が「不規則発言/ヤジはやめてください」と言う。「誰も言わないから言っているのです。声明を守るんですか？」これに対し大西会長は「守ります」と言明した。

しかし大西会長は 3 月の声明決定後も「自衛のための研究はよい」という自説を繰り返している。この声明の意味を捻じ曲げるそのような発言を許してはならない。(詳しくは次号で)

軍学共同反対連絡会事務局長 赤井純治

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内 了・野田 隆三郎・西山 勝夫

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (kodera@tachibana-u.ac.jp) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)